

昭和二十八年七月二日(木曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君

理事堤 ツルヨ君 理事中川 俊思君

越智 茂君 助川 良平君

田中 元君 寺島隆太郎君

降旗 徳弥君 安井 大吉君

中野 四郎君 山下 春江君

秋元たけ子君 柳田 秀一君

岡 良一君 杉山元治郎君

亘 四郎君 有田 八郎君

出席國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

出席政府委員

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

厚生事務官 久下 勝次君

(保険局長)

厚生事務官 田辺 繁雄君

厚生事務官 山口 正義君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

厚生事務官 楠本 正康君

七月一日

医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出第一四〇号)

六月三十日

理容師美容師法存続に関する請願(中野四郎君紹介)(第二〇六九号)

七日一日

インターン制度廃止に関する請願(秋元たけ子君紹介)(第二二一六号)

理容師美容師法の一部改正に関する請願(秋元たけ子君紹介)(第二二一九号)

同(原茂君紹介)(第二二二〇号)

戦没者遺族に年金並びに弔慰金等支給に関する請願(逢澤寛君紹介)(第二二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月一日

軍人会館無償返還に関する陳情書(東京都在郷軍人会岡本保之助)(第五二四号)

日雇労働者健康保険法案に関する陳情書(全都民主日雇労働組合連合協議会代表馬場大静)(第五二五号)

国民健康保険医療給付費に対する二割以上国庫負担実施に関する陳情書(全国国民健康保険団体中央会会長青柳一郎)(第五二五二号)

戦争受刑者遺族援護に関する陳情書(埼玉県議会議長桑谷清四郎)(第六〇〇号)

理容師資格授与制度等に関する陳情書(熊本市上通町四丁目二十七番地

熊本県理容師組合連合会山本三平)(第六〇一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

らい予防法案(内閣提出第一三四号)

健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

厚生行政に関する件

〇小島委員長 これより会議を開きます。

まずらい予防法案を議題とし審査に入ります。まず山縣厚生大臣より趣旨の説明を聴取したいと存じます。山縣厚生大臣。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 予防(第四条—第十条)

第三章 国立療養所(第十一条—第十八条)

第四章 福祉(第十九条—第二十二條)

第五章 費用(第二十三条—第二十四條)

第六章 雑則(第二十五条—第二十八條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者(以下「患者」という。)の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

第三章 予防

(医師の届出等)

第四条 医師は、診察の結果受診者が患者(患者の疑のある者を含む。この条において以下同じ。)であると診断し、又は死亡の診断若しくは死体の検案をした場合において、死亡者が患者であつたことを知つたときは、厚生省令の定めるところにより、患者、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。若しくは患者と同居している者又は死体のある場所

若しくはあつた場所を管理する者若しくはその代理をする者に、消毒その他の予防方法を指示し、且つ、七日以内に、厚生省令で定める事項を、患者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。又は死体のある場所の都道府県知事に届け出なければならない。

2 医師は、患者が治癒し、又は死亡したと診断したときは、すみやかに、その旨をその者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。

(指定医の診察)

第五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と疑うに足る相当な理由がある者を診察させることができる。

2 前項の医師の指定は、らいの診療に関し、三年以上の経験を有する者のうちから、その同意を得て行うものとする。

3 第一項の医師は、同項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(国立療養所への入所)

第六条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所(以下「国立療養所」という。)に

六月三十日

らい予防法案(内閣提出第一三四号)

第二類第八号

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

厚生委員会議録第十一号

昭和二十八年七月二日

入所し、又は入所させるように勧奨することができ。

2 都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し、期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、前二項の手続をとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。

4 第一項の勧奨は、前条に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

(伝染禁止)

第七條 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者に対して、その者がらい療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であつて、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の伝染禁止の処分について準用する。

(汚染場所の消毒)

第八條 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又はその死体があつた場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒材料を交付してその場所を消

毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員に事務所を消毒させることができる。

(物件の消毒廃棄等)

第九條 都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授与を制限し、若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその物件を消毒し、又は廃棄させることができる。

3 都道府県は、前二項の規定による廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続に従ひ、都道府県知事に、これを請求しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

6 前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもつてその金額の増額を請求することができる。(質問及び調査)

第十條 都道府県知事は、前二条の規定を実施するため必要があると

きは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 国立療養所

(国立療養所)

第十一條 国は、らい療養所を設置し、患者に対して、必要な療養を行う。

(福利増進)

第十二條 国は、国立療養所に入所している患者(以下「入所患者」という)の教養を高め、その福祉を増進するようにとめるものとする。

(更生指導)

第十三條 国は、必要があると認めるときは、入所患者に対して、その社会的更生に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

(入所患者の教育)

第十四條 国立療養所の長(以下「所長」という)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五條第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、

入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。

2 所長は、学校教育法第七十五條第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講ずることができる。

(外出の制限)

第十五條 入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。

一 親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。

二 法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき。

2 所長は、前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。

3 所長は、第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、らい予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

(秩序の維持)

第十六條 入所患者は、療養に専念し、所内の規律に従わなければならない。

2 所長は、入所患者が規律に違反した場合において、所内の秩序を

維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。

一 戒告を与えること。
二 三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。

3 前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。

4 第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によつては、効果がなないと認められる場合に限つて行うものとする。

5 所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじめ、当該患者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(親権の行使等)

第十七條 所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

2 所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。

(物件の移動の制限)

第十八條 入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない。

第四章 福祉

(一時救護)

第十九條 都道府県知事は、居住地

を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。

(一時救護所)

第二十条 都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

(親族の福祉)

第二十一条 所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所患者が扶養しなればならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十号)による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。

(児童の福祉)

第二十二条 国は、入所患者が扶養しなればならない児童で、いにかかつていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において養育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

2 第十七条第一項の規定は、前項の施設に入所中の児童について準用する。

第五章 費用

(都道府県の支弁)
第二十三条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第五条第一項の規定による診察に要する費用
- 二 第六条の規定による措置に要

する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県の職員が附き添った場合におけるその附添に要する費用

三 第八条及び第九条の規定による消毒及び廃棄に要する費用

四 第九条第三項の規定による損失の補償に要する費用

五 第十九条の規定による一時救護に要する費用

六 第二十条に規定する一時救護所の設置及び運営に要する費用

(国庫の負担)

第二十四条 国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一を負担する。

第六章 雑則

(訴願)
第二十五条 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分(第九条第五項の規定による補償金額の決定処分を除く)に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

2 厚生大臣は、前項の訴願がら、いを伝達させるおそれがある患者であるとの診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起したものであつて、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五条第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診察させなければならぬ。この場合において、訴

願人は、自己の指定する医師を、自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。

3 第五条第三項の規定は、前項の医師について準用する。

(罰則)

第二十六条 医師、保健婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 患者若しくはその親族であること、又はあつたこと。

二 患者であつた者の親族であること、又はあつたこと。

三 前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当の理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第五条第一項の規定による医師の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第九条第一項の規定による物件の授与の制限又は禁止の処分に従わなかつた者

四 第八条第二項又は第九条第二項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十条第一項の規定による当

該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした者

七 第十八条の規定に違反した者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者

二 第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者

三 第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(旧法の廃止)
2 類予防法(明治四十年法律第十号、以下「旧法」という。)は、廃止する。

(伝染病届出規則の一部改正)
3 伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第五条中「類、」及び「類予防法、」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)
4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条中第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

5 出入国管理令(昭和二十六年政令第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「類予防法(明治四十年法律第十一号)」を「らい予防法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

第二十四条第四号ハを次のように改める。

ハ「らい予防法の適用を受けているらい患者

(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正)

6 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(届出に関する経過規定)

7 この法律の施行前、らい患者の転帰を診断し、若しくはらい患者の死体を検案した医師又はらいにかかつている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

(従業禁止に関する経過規定)

8 この法律の施行の際、現に旧法第二十条ノ二の規定により職業に従事することを禁止されている者は、第七條第一項の規定により業務に従事することを禁止されている者とみなす。

(診察に関する経過規定)

旧法第九條第一項の規定により行われた検診は、第五條第二項の規定により行われた診察とみなす。

（罰則に関する経過規定）

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○山縣國務大臣　ただいま上程されましたら、い予防法案の提案理由について御説明いたします。

癩は慢性の伝染性疾患であり、一度これにかかると、根治することがきわめて困難な疾病でありまして、患者はもちろん、その家族がこうむります社会的不幸ははかり知れないものがあるであります。

この癩の予防をはかりましたために、明治四十年に癩予防法が制定され、爾來この法律によつて、癩の予防施策が

実施されて来たのでありますが、何分にも、この法律は、約五十年前の制定にかかるとありますため、その後数次の改正を加えておりますものの、今日の実情にそぐわないと認められる点もありますので、これを全面的に改正したらい予防法を新たに制定しようとするものであります。

この法案の内容は、おおむね、次の通りであります。

今日、癪を予防しますためには、患者の隔離以外にその方法がないのでありまして、この見地から、本法案においては、その第六条において患者の国立療養所への入所措置を規定しておりませんが、この場合において、患者の療養所への入所後におきます長期の療

養生、緩慢な癩の伝染力等を考慮いたし、まず勧奨により本人の納得を得

て療養所へ入所させることを原則としたし、これによつて目的を達しがたい場合に、あるいは直接入所させる等の措置が特例的にとられることと相なつておるのであります。

する患者は、癩予防の見地から、法令により出頭を要する場合及び所長が許可した場合を除きましては、当該療養所から外出してはならないこととしたしております。

さらに、右に申し述べましたように社会から隔離されております入所患者でありますので、その者が、当該国立療養所内の秩序を乱した場合、これについて一般の施設におけると同じく退所の処分を行うことができませんので、所長が秩序維持の手段といたしまして、戒告または謹慎の処分を行い得ることといたしております。

次に患者及びその家族の福祉をはかり、あわせて、これによつて癲子予防策の円滑な推進をはかりますために、患者及び家族の福祉措置についての規定を設けておるのであります。すなわち、入所患者について、国は、患者が義務教育もしくは高等普通教育または更生指導を受けるために必要な措置を講じ、患者家族につきましては、療養所長がその福祉のため必要な援助をし、あるいは未感染児童につきまして必要な福祉の方途を講ずる等福祉に関する規定を設けておるのであります。その他、癲の予防に関しまして必要な規定を設けておるのであります。以上がこの法律案の内容でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに、

に御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○小島委員長 以上で趣旨の説明は終了しました。なお本案の質疑につきましてはあとまわしといたします。

○小島委員長 次に昭和二十八年年度厚生関係予算に關しての大臣の説明に對する發言の通告がありますので、順次これを許可いたします。但し審議の都合上健康保険法の一部を改正する法律案等、保険法四案について質疑をなし、時間があれば一般的事項について質疑していただきたいと存じます。田中元君。

○田中(元)委員　大臣に承りたいと思うのでありますが、健康保険は国民生活の上で必要な大きな問題でございます。保険経済を確立して、少くとも保険の万全を期したいということが社会保障の問題の中心になっておるわけでございますが、実は保険経済の根本

をなす医療の問題におきましては、医療が万全を期せられなければ保険の問題とは解決ができないと思うのでございます。その医療は医師並びに歯科医師が行う以外に本質的には行えないわけなのであります。そこで私は、この保険経済の根本をなす医療の体系と申しますか、医療のあり方というものを

が基本となつて保険経済の確立がなされなければならぬと思う。そこで一昨年の十二月、当時医師並びに歯科医師の方々が、今日の保険単価においては断じて適正な医療ができないということで、厚生大臣と医師会、歯科医師会の代表者との間に、今日行われておりまする単価十一円五十銭と十二円五十銭という暫定的な妥協案をつくつた

わけでございます。その後昨年の三月に至りますまでの間に審議会等をつ

くつて適正な単価を決定し、そうしてこの問題に対して将来禍根を残さるような方向に持つて行くということが、当時からよく約束せられた方向でございますが、今日なおかつその問題等

が解決されておられない。つまり国庫から補助金を出す、あるいはいろいろなる保険の制度をすること、いましても医療の問題の中心でありまるところの保険単価の問題を解決しないで、今日なおかつ単なる給付金を出すということは、私は少しく片手落ちの感があるのでないかと思うわけでござい

すが、厚生大臣はこれらの根本の問題であります医療単価、つまり医療の本質を解決するために、いついかなるときにこういう問題に対して解決をする御決意であるかを私は承りたいと同時に、保険の性格から申しまして、国庫補助を出すということばかりでな

く、また単価の問題も、金を集めておいてその金の中から単価をにらみ合せて出すという問題ではなくて、保険料率等についても問題があるだろうと思う。厚生当局は今日いわれております六〇%の保険料率に対して、今後このまま流れて行くつもりであるか、あるいは適正な保険料率をいろいろ考える

て、あるいは少しく料率を高めて行く考えがあるか等について、私は厚生大臣の意見を承りたいと思うわけでございます。

○山縣國務大臣　ただいま健康保険法の改正案に関連いたしましたので、その基礎をなす御質問、ことに保険診療報酬に關する御質問でございましたが、この問題は仰せの通り昭和二十六年の十二

月七日の閣議で一応当時のいろいろな事情を勘案いたしまして、単価その他

の点も、たとえば所得に対する課税の問題等も勘案いたしまして、一応決定をして措置をとつて参つたわけでございます。ただいま、それは暫定的なものであつて、至急にこれらの根本的な問題

あるいは改正を要するものがあれば改正をやるべきじゃないかという仰せでございます。私どももさように考えております。ただこの問題につきまして、当時の閣議の了解の中にもあります通り、臨時医療保険審議会でありますか、その審議会等にはかつて、それによって適正なる結論を出して、それに

基いて政府が適當の結論を出して善処するということに相なつております。ただその際課税問題とも関連を解決をいたしておりますので、たとえば昭和二十七年の診療報酬に対する課税も、先般大蔵省の強硬なる申出がございましたが、昭和二十六年度と同じよ

うな措置をとつて参つたわけであります。その間臨時医療保険審議会等にもはかつて、できるだけ早く結論を出していただきたいと考えております。御承知の通り審議会の委員の中で三名の方が立候補なされて、二名は御当選になりましたが、一名はそのままで、医師会等にその後任の推薦を依頼いたし

データのものと其の結論を急いでおり
ますが、たとえその資料をいつの時
期で、どういふ観点からとるかとい
う問題、あるいはこの単価の問題の基礎
をなします医師の生計費であります
が、生計費にいたしても、現在
一般の市民の生計費の二割増しとい
うことで出しておりますが、はたして二
割増しが妥当であるかどうかという問
題には、なかくいろいろの問題があ
ります。また自己診療との関係もあり
ます。また稼働点数等の問題につきま
しても、それをどういふふうに変
換するかという問題もあり、なおこれ
は単価の問題だけではなくして、点数
にも関係がございます。点数の問題に
なると、技術上どう見るとい
う問題もある。いろいろな困難な問題
がありまして、実は私も原局を奮
励してできるだけ結論を出すようにと
思つて、かたがた、また審議会の方に急
いで結論を出していただくようにして
おるのであります。あるいはまた支払
の方法等におきましても英米式のもの
をとるかどうか、いろいろの問題で昨
日も原局を奮励いたして、その結論に
対して早く何らかの見通しをつけて、
医療審議会の審議とも相まつて、妥
当な線に持つて行くようにというふう
に指示をいたした次第であります。政府
といたしまして今後この問題に對し
ましては善処いたして参りたいと思
つておる次第であります。

立する一環として、現行の保険料率で
やつて行くつもりかどうかということ
について、厚生大臣の御意見を承りた
いと思つておる次第でございます。

○山縣國務大臣 たいだいまお答えを漏
らしましたが、保険料の改訂の問題
は、これは実はちやうど単価の問題と
か、非常にいろいろの問題がございま
して、できれば保険財政をさらに健全
化したして、それによつてその面から
いゆる社会保険医療報酬に対する問
題も解決いたし得ればとも考えます。
ただ何分にもこれは社会保険でありま
すし、国家が全部保険料を払い込む
というわけではなく、勤労階級の諸君あ
るいはまた一般の市民の諸君が払い込
むのでありますから、やはりその負担
の限度というものが、あるいは負担と
いうものを考えなければいけませんの
で、今後検討いたしたいと思つてお
ります。現在検討いたしておる範囲
においては、現在の保険料率をただち
に改訂するという線に持つて行くこと
はどうか、それ以外の点にお
いて、この保険診療報酬等の点を一応
考へて行きたい、かように考へてい
る次第であります。

○田中(元)委員 現行の保険料率でや
つて行くということになりまして、保
険単価がいよいよ議論されて決定され
るであります。その場合に出て
来た差というものは、国庫で負担して
やつて行くという考へ方を厚生省では
持つておるわけでございますか。

○山縣國務大臣 だちにさうな結
論にはまだ参らぬと思つておるが、た
だたとえば健康保険にいたしまして
も、今度提案いたしております法律
案では、診療期間を一年ふやしてあり

ますが、このふやしている主たるもの
は、やはり結核患者が多いからであり
ます。結核患者に對しましては、一方
においては結核予防法の関係から、一
方本年は御承知の通り結核の病床を相当
ふやしております。予算もつており
ますから、そういう点から一方にお
いて増床をいたしますとか、予防法に
おいて予算をとつて結核対策をやる
とか、これは同時に間接的には保険料の
改善あるいは保険経済の改善になるわ
けでございますが、これらの点につき
ましてはまだ私どもとしてははつきり
したデータに基く回答が出来ませんの
で、今後とも検討して行きたいと思
へます。

○田中(元)委員 それではともかく一
日も早く保険の単価その他の問題を解
決していただきたい、保険の問題に
對するいろいろなる摩擦を起さないよ
う、ひとつとくと大臣奮励によつて厚
生省が解決せられんことを希望いた
しまして、私の質疑を終ることにいた
します。

○岡委員 たいだいま田中委員からの御
質疑に對して、厚生大臣からのお答え
がありました。この点に關連して多
少私の意見を申し上げると同時に、厚
生省の考へ方を伺いたいと思つてお
ります。ただいまの御答弁にあつたように、
いゆる健康保険その他における一点
単価の構成は、大体医薬材料費がどれ
だけであるか、税金がどれだけである
か、あるいはまた使用人の給料がどれ
だけであるか、医師の生計費がどの程
度であるべきかというふうなことをそ
の主要な要素にしておられる。ここに
この一点単価の持つ非常に大きな誤謬

があると思つておる。現にたと
えばイタリアでは健康保険制度の保険
医に對しては一箇月三万リラ当り、邦
貨に換算して二万二千四百リラの最低
の給料を与えてゐる。あるいは初診料
にいたしても三百六十リラくらい
のものが入る。フランスに行つても、
繁華などところでは四百五十フランくら
いの技術評価をもつて収入を与える。
いくさに負けたドイツのごときも、初
診料は二マルクである。あるいは英國
のように全面的な医療国営をやつてお
りまして、現在のロンドンの一一般民
間の産業労働者の標準収入というのは
大体六ポンド十五シリング、しかし医
師の収入はその四倍くらいに上まわつ
てゐる。私どもは医者が特にこうした
過大な処遇を社会から与えられなけれ
ばならないとは思つておられないけれ
ど、しかしそれによつて、大体一点単
価というものを對する政府その他関係
の諸君の考へ方が、医師の技術とい
うものに対する評価についてはまったく
無知であると思つておる。こういう
ところに、一点単価問題をめぐつて、
常に被保険者側と保険担当の医師側と
の争ひの一番大きな原因があると思
ふのだが、われわれは、医師の技術評価と
いうものに対して、これをどういふ基
準において見て行くか、もちろん日本
の農民諸君、労働者諸君、すべての諸
君の生活水準を顧慮に置いて、なおか
つ國民の生命を預かる医師の医療技術
に對してどういふ評価を与えて行くか
といふところに、やはり厚生省として
はもつとはつきりした態度を打出して
もらいたい。現にこの問題に對して
は、一昨年であつたか、サウス準將の
示唆によつて、これらに對する特別の

委員が設けられ、ある程度の答えが
出ているのであるが、それもそのま
ま今日では放置されておる状態である。
一体厚生大臣は、今この一点単価の問
題が問題になつておりますが、医師の
技術を正しく評価するといふところに
この一点単価の切りかえの重点を置か
なければならぬといふ私の考へに對
して、どういふような考へを持つてお
るか、まずこの一点を承りたい。

○山縣國務大臣 先ほど私も申し上げ
たのでありますが、一点単価の算定の
構成の基礎といふか、さういふもの
に對して、イタリアあるいは英國の
例を引かれたが、たとえ英國の
人頭請負式をこの際ただちにとるか、
あるいはイタリア式をこの際加
味するかといふことには、率直
に申し上げまして、われわれとしては
まだ結論が出ておりません。但し、た
だいまお話のように、技術料をできる
だけ尊重して、いわゆる一般のものと
違つて医師としての貴重な技術とい
うものに対して、これを適當に評価して
単価の算定の基礎に當てるということ
については、私ももちろめさう思
つておる。さういふことも頭に入れて
いろいろ考へをしてもらへ、また政府に
おきまして、単価の研究にあつては
さういふことも頭に置いておるので
あります。ただそれをどの程度にどう
するかといふことは、まだ医療審議会
においても検討中で結論が出ておらぬ
問題でありますから、両々相まつて今
後もそれらの問題に對してはいろいろ
なデータについて検討して行きたい、
かように考へております。

○岡委員 この問題についてはまた後

五

日の会合で私もいろいろ政府の所見を伺いたいと思つてありますが、とにかくにも両三年前に医業分業が非常に大きな課題として国会の論議の種となつたときに、臨時医療報酬調査会あるいは臨時医療制度調査会というものを設けられて、これらの調査会はその結論を出してゐる。その出た結論の中においては、かなり前進的な意義を持つてゐるものがあるが、私どもは思つておつたのであるが、これが出つたばなしで、その後、医業分業の問題は曲りなりにもある程度形がついたところ、そのままでたな上げになつておるといふような状況であることは、はなはだ遺憾だと思つて、この機会にひとつ、ぜひとも厚生省としては一点単価について根本的な是正をはかるという決意をもつて、この問題に取組んでいただきたいということを心からお願ひを申し上げておきます。

実は私のきよう特に大臣にお尋ねをいたしたいのは、ただいま本委員会に上程になつております各種社会保険法に關する一部改正の法律案に關連をいたしまして、すでに第十二あるいは第十三国会において衆参両院は一致して社会保険制度の推進に關する決議案を通過せしめておることはすでに大臣も御承知のことと思つて、その立場から二、三の質問をいたしたいと思つてあります。

憲法第二十五条においても、国が全國民に対して最低生活の保障をする義務を負つておることは、今さら申し上げるまでもなく、今申し上げましたように衆参両院はすでに十二、十三両国会において社会保険制度の推進に關する決議案を通過せしめております。二

十五年の十月には、社会保険制度審議会の勧告もすでにあつたわけでありまして、しかしながらこれに対して政府がいかにこたえておるかという、政府の現実のこたえといふものは、われわれをして言わしめれば、きわめて遺憾であるので、この機会にまず厚生大臣は、社会保険の実現に對していかなる決意を持つておられるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○山縣國務大臣 この点に關しましては、本會議並に委員会においてたびたび私の決意方針を申し上げて参つた次第であります。憲法第二十五条の健康で文化的な最低生活の保障という問題に對しましては、政府は國家財政の許す範囲において最大限に考へて参るということは申し上げてゐる通りでございます。なおまた社会保険制度審議会の答申が二回出ておりますが、その答申に伴つて実施に關する勧告も出ておりますが、その勧告書の中にも、日本の戦後における國家財政の現状から見て、日本の社会保険制度の推進に於ては、まずもつて社会保険を中核にしてこれを推進すべきである。しかも社会保険を中心とするのであるけれども、そのうちで一番中核をなす國民健康保険に對する給付費の國庫負担をまずもつて実現をいたして、それをもつて社会保険を推進し、從つて日本の社会保険制度を推進すべきである。しかしながら日本の國家財政はなかに十分に行きかたであるから、それと調整をとつて云々という勧告がなされておるのであります。従来政府といつても、この社会保険制度の推進にあつては努力をいたして参りましたが、昭和二十八年年度予算案において

は、この社会保険制度審議会の二回の答申並にそれに伴つて出されました実施にあつての勧告の趣旨をくみまがして、國民健康保険をまずもつて取上げまして、保險給付に對する國庫負担の道を開きました次第であります。なお社会保険制度審議会の答申においても、いわゆる社会保険、あるいは医療の問題、あるいは國家扶助の問題、あるいは社会福祉の問題、この四分野にわたつてゐる。答申をいたしてあります。この第一の社会保険制度の面は、ただいま申し上げましたように、まずもつて國家財政との均衡調整を考へて、國民健康保險給付の國庫負担をいたさんとするものであります。それから次に國家扶助につきましては、これまた法案を提出いたしてあります。また生活扶助に對して今回その基準の引上げをいたしてあります。なお公衆衛生あるいは医療の問題につきましては、勧告書の中には大体十萬單位について一保健所といふことを言つておりますが、昨年あたり大体十一萬單位ぐらゐに相なつております。が、今回は御承知の通り予算案において、保健所の設置増設等、あるいは擴張をいたしてあります。この勧告書の理想にだん／＼近づきつつあると思つております。なおまた社会福祉の面におきましては、これは先般各位の御提案によつてできました母子家庭に關する貸付金制度、また社会福祉の面におきましては、これまた保健所と大体同單位の十萬單位でいふゆる福祉事務所を置くといふことになつておりますが、これも大体それに近くなつております。現在七百五十二箇所ございしますが、これも御承知の通り全面的に活動

をいたさせまして、それにはいろいろな社会福祉機關も附置いたして、たゞいま活動をいたしておる次第であります。なおまた勧告書におきましては、この四つの基本的な問題以外にあるいは遺族の問題、留守家族の問題等につきましても勧告をいたしてあります。が、これは今回提案いたしてあります法律案並に予算案において、國家財政の許す範囲において善処いたしてあります。今後ともこの点につきましては、政府といたしましても留意いたして参りたいと思つておる次第であります。

○岡委員 社会保険制度の問題について大臣に質疑を申し上げますと、從來もしばしば國家財政の許す範囲といふことを言つておられるのであります。現に御指摘の國民健康保險にいたしまして、なるほど一割五分、二十一億ばかりの補助金が出ることになつたことは、われ／＼も大いに意を強うするところではあります。が、御承知のごとく、社会保険制度審議会の勧告では、すべての健康保險の給付については二割の國庫負担をしるということをお言つてあります。しかもその前文においては、すみやかにこれを實施してもらいたいといふ強い前文を付してわれわれは政府に勧告を出してゐる。現に昨年度の予算を見ましても、社会保険制度に關する予算は、日本がわずかに九%、かなり広義な社会保険制度の予算を見ても九%、アメリカが一七%、英國が一八%、いかに負けたドイツのごときが三七%を占めておる。こういうような点から見ても、われわれとしては特に日本の今日置かれてゐる立場、將來に予想される經濟あ

るいは生活の非常な危機を予想するにきには、社会保険制度といふものを、政府がしつかり決意を持つて實施なすことはといふ氣持が非常に強いのであるが、こゝういふふうに低調である。大体予算の上においては、なるほど多少の増加が認められておるようではあるけれども、これは物価の上昇その他に伴ふ必然の上昇であつて、本年度までに見積られておるものは、取立てて言へば國民健康保險の二十九億と、母子福祉の貸付金の七億ぐらゐのものしかない。こゝういふことでは政府に非常に熱意が足りないと思つてゐるが、厚生大臣は本氣でこの社会保険制度の實現に大いに決意と誠意を持つてやられるのか。すでに社会保険制度審議会も陣容を更改し、再び大内兵衛氏を会長に迎へて、全員張り切つてこの仕事に取組もうとしておるのであるが、政府は社会保険制度審議会の勧告をあくまでも責任を持つて尊重しようといふ心構えがあるのかどうか。この点を重ねてお伺ひしたい。

○山縣國務大臣 ただいまいろいろお話がございましたが、社会保険制度審議会の答申は、さすがに、國民健康保險等に對して國庫負担といつておりますけれども、同時に出した勧告書には、國家財政の見地から見て、まずもつて國民健康保險の給付に對する二割國庫負担を実現すべきであるといふことを言つておるのであります。なおまた今熱意がないといふお話がありましたが、社会保険におきましては、本年度は七十九億、約八十億出してあります。これは前年度に比しまして七〇%、前々年度に比して約一四〇%の増加であります。さきに廢案になりま

した予算案を組みましたとき、その前の二十七年定額予算以来、私が厚生大臣に就任以来、微力を尽して参りまして、これは決して私の力ではありませぬけれども、皆さんの力もいろいろ借りて、本年度の社会保険におきましては前年度に比して七〇%、前々年度に比して、つまり昭和二十六年に比しましては一四〇%の増加であります。なおまた全体の社会保障費は、昨年及び一昨年に比しますと、国家財政の繰り算の額に比しまして確実にふえておるのであります。もちろんこれは欲を言えば切りがありませぬけれども、国家予算の編成に対する基本的な考え方は、あるいは立場によつて違つたかもしれませんが、私も私どもといふたしましては最善を尽して来ておるつもりであります。なおまた今後ともいたすつもりであります。

なおまた日本の、いわゆる総予算に対する社会保障費の率が九分幾らというお話でございましたが、これは大体標準にはなりませんけれども、国によつて、社会保障そのものの内容の差によつて、また国家予算の編成方針の相違によつて違つておるものであります。たとえばフランスのごときは、先般本会議において、どなたか知りませんでしたけれども三〇%というお話がございましたが、それは単位が違つておるので三%であります。でありますから、これはいろいろとり方もあります。しかし日本におきましては九%になりまして、国家予算に対しては社会保障の率は最近急激にふえて参つておるのであります。今後として参つては、皆さん方のお教えも請うて努力して参りたいという決意は持つております。

○岡委員 私どもの記憶するところでは、総予算に対する社会保障費は、昨年度は遺家族の援護の費用も含めまして大体八・七%であつたかと思つて、本年は大体九%でありましたが、この程度では大臣の申されるような顕著なる増加といふふうには私どもには考えられないのであります。いづれにいたしましても、わが国の経済の底が浅いと同時に、国民生活の底も非常に浅いといふことは申し上げるまでもない。一千世帯の中で大体四十五世帯が生活保護法の保護を受けなければならぬ。あるいは一千人の中で二十四人が生活保護法の適用を受けなければならぬ。こういう具体的な数字こそ国民生活そのものの底が非常に浅いといふことを物語つておるのであつて、ひとつこの際、特に厚生省としては、社会保障制度審議会の勧告に対して、できるだけ勇氣と決意を持つて充実ははかつていただきたいといふことをお願いをいたしまして、次に二、三具体的なお尋ねをいたしたいと思つておるものであります。

その第一点は、社会保障制度審議会、それから各種の団体からもその必要が力説されておる例の社会保障行政の統合の問題であります。政府は一体社会保障行政というのを統合する、あるいは漸進的にある統合の方向に持つて行こうという意図があるかどうかという点を、この際お答えを願いたいと思つておる。実際今日労働者に対する社会保険にいたしましては、厚生年金保険、失業保険、労災保険、健康保険、これらがぐんぐんばらばらで保険料を徴収し、給付を行う。そうしてまた労働者も使用者も今日の制度では煩雑で耐えられないといふことを言つ

ておることは周知の事実である。これらの社会保険を一本化して、保険料徴収事務、あるいは給付の支払い事務、またそれに関連するものゝ行政事務などを、一本化し、もつと簡素化する。それは被保険者のためにも、あるいは事業主のためにも、ずつとその方が便利であるだけではなく、事務費を節約するといふ観点からも、非常に大きなプラスがあると思つておる。あるが、一体政府は、こうした今日でんでんばらばらのこの社会保険行政機構、あるいはその制度、法制といふふうなもので、この点に承りたいと思つておる。どうか、この点を承りたいと思つておる。

○山縣國務大臣 この社会保険の統合整備といふ点につきましては、お説の通りわれわれも考へておるのであります。できれば窓口も一つにして、そして保険経済の合理化をはかり、従つて被保険者の負担の軽減もはかりたいと思つておる。ただ御承知の通り、各種の保険がいろいろな要請、いろいろな社会的環境、事情によつて発生をいたしておることもあつて、それらの調整も必要でありますので、なか／＼りくつ通には参らぬ点もあつて、しかしながらさうな末梢は捨てまして、問題は、現在保険経済は、すべての保険につきましても、一部のものを除きましては、非常に困難でありますから、なおまた被保険者の負担といふものも相当限度に來ておりますものも多いいでございまして、かゝる見地から、ただいま仰せになつたような方針でせつかく検討いたしておる次第であります。

○岡委員 社会保障制度の中でも、特に医療保険がその最も重要な一環であることは申し上げるまでもないのであるが、しかしそれによつても、全国民の中でなほ半数近いものがこの被保険者の資格を持つておらない。現に国民健康保険にいたしましては、二千万の農民といふものがまだ国民健康保険に加わつておらない。しかも国民の税金によつて給付費の一割五分なら一割五分を負担しなければならぬ。しかも一方においてはこのような二千万人の農民といふものがこの国民健康保険の恩恵に浴しておらないといふことは、非常に不均衡な姿であると思つて、政府としてはこうしたすべての農民、特に生産と生活の本源が天候にあるところの農民を、すべての健康保険、国民健康保険の被保険者として包括して行く、こういうような構想に立つての何らか具体的な、あるいは基本的な構想を持つておるかといふ点をお尋ねいたします。

○山縣國務大臣 仰せの通り、日本の社会保障におきましては、ことに国民健康保険は、終戦によつて御承知の通り、あるあうふうな政策をとられまして結果、現在は給付に対する国庫負担という形ではありますが、以前は別の形で同じようなことがなされておつたのであります。従つて被保険者も五千万人内外になつておつたのが、現在半減いたしておる。お説の通りである。しかし今回、さうなこともあります。国民健康保険に対して、困難な国家財政の中から給付費の国庫負担を初めて創設する、あるいはまた再建整備の貸付をいたしますとか、あるいは振興奨励金を出すとか、いろいろなこと

をして、保険財政の窮乏を救い、なおまた保険の普及徹底をはかつて行きますれば、この現在半減いたしております国民健康保険等におきまして、必ずや今後普及徹底を期して、適用人員、あるいは適用被保険者においても、あるいは適用される被保険者においても、相当増加したと思つておるのであります。これは余談でありませぬけれども、適用範囲の問題から言いますと、国際条約の社会保障の最低基準、あれが大体被保険者の五割といふことになつておるが、大体この点から言つて日本は、まだ／＼これは不完全で、決して自慢することはできませんけれども、一応適用範囲の面から申しますと、失業の面だけを除きました社会保険におきましては、一応その基準以上になつておるような次第であります。しかし政府といたしましては、今後とも仰せの通り善処をいたして、いろいろな施策のもとにこの普及徹底はもたらはかる所存であります。

○小島委員長 中川委員から関連質問をしたいという申出がありますので、これを許します。

○中川(俊)委員 社会保障の問題が大きく取上げられてゐるのですが、これはむろん先ほど来御答弁のように、国家財政とにらみ合せてやらなければならぬことは申すまでもありません。イギリスは、労働党が内閣を組織して以来、英国の財政限度を越えて社会保障制度をやり過ぎたために、今日非常な耐乏生活を余儀なくされてゐる例があるものでありますから、もちろん政府当局としては、十分に国家財政とにらみ合せておやりにならなければならぬことはよくわかるのであります。しかし

し先ほど来御質問をしておられる通り、ことに国保の問題であります。今日の町村財政というものは非常に詰まっております。単に今回のように量的改善だけではおぼつかなくなっている。これをそのまま放擲しておられるという事は、結局何もならないことになってしまうのであります。大臣や事務当局の方は十分に察知しておられると思うのですが、今政府が提案しておられる医療給付の一割五分というものは、二十九億六千万円ですが、これは各党において二割にしなければならぬというように、大体話がつかけています。私は政府がいかにがんばられても、どうしてもそうならざるを得ない情勢に到達するだろうと思っております。むしろ国会の方からそういう修正の意見を待たずして、政府が率先この問題を取上げらるべきじゃないかと思う。どうも今の山縣さん、それから事務当局の方は、非常に熱心に熱意に燃えてやっております。これは、私もよく承知しておりますが、由來政府の答弁というものは月並みであつて、善処いたします、考えております、御期待に沿うようにいたします、ということ、どの委員会をのぞいてみても、そういう答弁で今日まで終始しているのです。考えていることはみな考えている。先ほど大臣は、憲法二十五条ですか、国民の最低生活を保障するように規定もあるのだから、考えているとおっしゃるが、今の日雇い労働者の夏季手当は、今日の制度によれば、わずか二日間です。六百円ぐらいの夏季手当をもらつて、それでもつて最低の生活を保障すると、一体お考えになるかどうか、公務員には

〇・五箇月の手当を政府はきめておる。ところが国会におきましては、これまた残念ながら、政府の思う通りに行かないという実情になつてゐるのです。日雇い労働者にわずか二日間の夏季手当をやつて、これで憲法二十五条に保障されておる最低生活の保障をしたと言ひ得るかどうか。そういう点についてはただ考へておる、考へておるといふことだけの御答弁であります。私も、もつと熱意を持つてやつていただきたい。私はこれは厚生省事務当局ではできないことかもしれないが、大臣の政治力だと思つてゐる。かつて林義治さんが厚生大臣をしておられたときに、林さんが大臣をしておられたのだというので、時の大蔵大臣池田君は林さんの言うことなら何でも聞かざるを得なかつた時代がある。そういうばかげたことはなすべきことではございません。しかし今日の二十八年度の予算を見ましても、儉約すべき、節約すべき項目はたくさんあるんですが、そういう面からもつと弱い面に対する社会保障の完璧を期するというところについて、ただ月並みに決意を持つておる、考へておるというのでなく、むしろ積極的にやつていただきたいということ、これを私は強く要望するのです。ことに今の医療給付の問題でも、すでに二割ということは各党一致した意見でありますから——これはどうしてもできませんが、これらについても政府は国会の議をまたずして、率先この問題を取上げられるくらいな熱意があつてしかるべきではないかと思つてゐる。大臣はやはり従来の各大臣と同じように、月並みの御答弁をなさるおつもりか、またそういうふうならばひと

つ思い切つてこの大事な厚生行政をまかされておるんだから、むしろ国会あたりに先行してそういう問題を取上げたいという御注意か、この点をひとつ明瞭に御指示を願ひたいと思ひます。〇山縣國務大臣 中川先生の御質問を受けましますのは初めてであります。が、私は月並みの答弁は従来いたしておらぬつもりであります。なお国民健康保険に對する私の決意は、前国会以来厚生委員の諸先生方の御了承の通りであります。多年困難であつて、占領下の内閣の厚生大臣のときにおいても実現のできなかった国民健康保険に對する給付費の国庫負担金を創設したものであります。おさなりではできないと私は思つてあります。そして私は実は厚生行政を推進したいといふことをかねて考へておりましたが、ただ厚生行政の推進と申しましても、国家行政の一環でありますから、さうな点も考へて最善と思ふ国の考へでやつておりました。ただ大臣の職にとどまるがためにやつておるといふことは毛頭ございせんといふことを申し上げておきます。

なおこの国民健康保険の一割五分の給付費負担につきましてはいろいろいささつがございまして、前国会の委員会——たしかこの委員会において堤先生からもおほめの言葉をいただきました。たゞ、参議院の委員会におきましても、よく一割五分の給付費の国庫負担を創設せしめたという委員会の公式の発言もあつたくらいであります。私は決して一割五分の負担に満足したしてはおりませんし、私の考へておりますのは、現在の国民健康保険の保険財政といふのは、国庫負担を二割にしたから

それで終つたというのでももちろんありません。この一割五分の国庫負担を創設しますときに、閣議においてもなかなか困難でございまして、御承知の通りいろいろ重要な要件がございまして、最後に残りましたのがこの国民健康保険給付費の国庫負担で、その際大蔵大臣も終始反対をいたし、なかなか困難でございしましたが、私は今後国民健康保険の保険財政の運営に對しても合理化をはかつて両々相まつてやつて行く、とりあえず少くともその間に国としても給付費の国庫負担をやつてくれ——そして初めは実は五分くらいでもよからうというふうな話が、これは内々委員会等においてもあつたのであります。しかし一割五分までやりました、そのかわりに保険財政の、あるいは保険運営の合理化もやる——私は率直に申し上げますが、現在の国民健康保険の運営そのものは決して万全とは思つていないのであります。そこにはいろいろな欠陥もあり、運営上のいろいろな改善すべき点はまだ多々あると思つてあります。その一つといたしては、たとえば収納率であります。収納率は昭和二十五年には七割七分であります。その後ずいぶん奮勵をいたして現在は大体八割三分ぐらゐに相なつております。こゝでもしも五分上りますればやはり十数億ふえるのであります。現在の国民健康保険はもちろんだ担当の諸君が非常に努力して一生懸命やつておられるけれども、私の見るところではまだ、遺憾な運営をされておる。この際決してただ安きを求めておるとは申しませんけれども、国庫負担をいたして現在の赤字あるいは困難を埋合すだけで終るならば、現在われわれの目にもつきまですような保険運営の合理化があるいは遅れはせぬか、給付費の国庫負担と申しましても、国の血税でいたすのでありますから、まず被保険者あるいはその他の方々ができるだけ納めていただく、もちろんこれには現在の国民生活の困難の点もございましてしょうけれども、それでもこれを補うのは他の国民が補うのでありますから、しかも収納率といふものは、奮勵あるいは保険運営のいかんによつては現に年々改善されておりますから、そういう改善もはかり、あるいはまた、実はこれは私のほんとうのいわゆる私案であります。が、現在の運営においては、小さな村でも一つの国民健康保険組合を持つておる。先ほどの岡先生のお話のように社会保険の統合という問題と同じ精神で、この運営においても少しいづる組合の負担といふものを考える必要があるのじゃないか、それによつて保険財政もさらによくなるのじゃないか、組合があつても診療所がない、あるいは医者がおらぬといふことは困る、国民健康保険の加入者がたくさんおるのではありませんから、この国民健康保険の改善、財政の改善、そういうものをいたして、ことしはとりあえず一割五分の給付費国庫負担をやつて、両々相まつてやつて行つて、この万全を期するといふのが私の考へであります。しかも私が強くこの感じを抱きましたのは、前国会の委員会の審議を通じて、あるいはまたその委員会を中心とした国会の空気を以て、大体この程度でよからうということ、衆参両院の委員会においてもいろいろ御発言もあつて、もちろん審議会の方で答

申に二割という声はございましたが、それは表の語で、実際の腹づもりとしては日本の現在の状態としては一割五分でまずよろうというところでございまして、それと現在とは数箇月を経ただけでありますので、一応そういうふうな事情も勘案いたしまして、私は一割五分を出して、そして一面においてこの保険運営の改善もはかり、今後の国としてのこれらの保険経済の改善にはさらに努力をする、これが現在総合的に大局的に考えてみて一番とるべき態度ではないかという確信をもつて私は出しておるのであります。なおこれは今後の国会の意思によることでありますから、国会の意思によつてわれ／＼はまたもちろん考えるべき点は考えますけれども、今の予算を提出いたしました私の考え、決意はたゞいま率直に申し上げましたような次第であります。

○中川(俊)委員 大臣が現在お考えになつておること、さらに将来に対するこの問題についての理想については敬意を表するものであります。しかし現在のこの社会保険に対する状態というものは、これから考えて改善する、こうしてやつて行くというほどのききな状態ではないのです。このまま成行きにまかせたならば、現在ですら全国の市町村の中で半分以上の国民健康保険組合のごときは休廃止されている実情なんでしょうが、これをさらに成行きにまかせておきますと、全面的に崩壊するのじやないかというふうな危惧さへわれわれは抱いておる。そこでそういうのんきなお考えでなく、のんきというとはなはだ御無礼かもしれませんが、ただ事務当局がメモを提出するやつた

けを見て、それでもつて簡単に御答弁なさるといふのでなく、とにかくこれは非常な急を要する問題なんですから、たとえば私どもは二割でも決して満足だと思つておらぬ。これは三割、五割にしてみたい。しかしそれは国家財政とにらみ合せなければならぬから、そういうわけに参りますまい。

ただいま大臣の御説明によつて大臣の御苦衷を察しないことはないものであります。私がお尋ねいたしたいのは、国会においては各党はすでにこの問題について二割の医療給付をきめなければならぬというところまで来ておるのを見のがして、政府が一旦こういう予算を組んだのだから、このままで押し通すつもりだ、こういうお考えか。国会が決議をしておるのならば、むしろ国会に率先して、政府は熱意を事実の上において示そうというお気持ちがあるかどうかというのを実はお尋ねいたしたのであります。この点について明瞭なる御答弁を願いたいのであります。

○山縣(俊)大臣 はなはだお言葉を返すやうで、失礼な言葉はお許し願ひたいと思ひますが、私は国民健康保険に關します限り、事務官のメモによつて御答弁いたしましたことは一回もないのであります。

なおただいまの二割にするかどうかというお話に對しましては、私がたゞいまるる申し述べましたような考え方で、一応一割五分で予算案に計上いたしました。閣内におきましても一応さうな方針をとつておられますので、政府もいたしましてはその方針で参ります。もちろんすべての立法権は国会にあるのでありますから、国会の意思決定に

よつて政府が善処いたしますことは当然でございますが、ただいまの状況におきましては、大体政府といたしましては、私が申し述べましたような方針で進んでおるのであります。

○岡委員 先ほど私のお尋ねした件について、もう一度繰返して具体的な御答弁を願ひたいのです。それは要するに、国民健康保険の給付費国庫負担が一部成功した。それによつて三十億ばかりのものを出した。しかしそれは農民なりその他国民の税金が負担をしておるわけであるが、にもかかわらず、なお生産と生活の元手を健康に仰いでおる二千万の農民というものが国民健康保険から漏れておる。これは当然やれば国民健康保険に總括すべきものであると私は思惟するのであるが、とすれば一体厚生省としては、具体的にこの普及徹底のためにいかなる政策を講じておられるかという点をお伺ひしたい。

○山縣(俊)大臣 ちよつと御質問の要旨を取り違えておるかもしれませんで、もしも間違つておりましたら重ねて申し上げますが、今後たとえば国民健康保険についての適用範囲——適用範囲という用語が、被保険者が非常に少い、これをさらに拡充して、少くともものように、あるいはそれ以上の被保険者数にして、もつて社会保険の拡充強化をはかつてはどうか、そういうものに対してどういう具体案を持つておるかというお尋ねだと思ひますが、社会保険にはいろいろありますけれども、たとえば国民健康保険というものは、たとへば国民健康保険というものの對して、その保険料を支払うについての支払いやすい方法、またその他そ

の保険に入る意欲を内容的に示すということが一番必要である。なおまた現在におきましては、保険財政が仰せの通り——これはわれ／＼も認めるのであります。非常に困難であります。従つて診療の内容も十分でない。結局それは元にもどつて、保険財政が強固になりますならば、診療の内容もよくなるわけでありまして、そういう意味から、今回給付費の国庫負担を一応一割五分にいたして、その面で、放つておきますれば本年度で五十億近くの赤字になるのを、大体二十億くらいにとどめよう、なおその他に再建整備あるいは振興奨励金を出して、前年度に於いての赤字も漸次消して行こう、それによつて保険財政が回復いたしますれば、いろいろの点において診療の内容も自然によくなつて来るであらう、また一般の被保険者の保険加入意欲もふえて来るであらう、もちろんいろいろの宣伝をいたすとしても、内容的にそういうふうな普及宣伝に努めようというので、それが今回の給付費国庫負担をいたす一つの大きな目的であります。具体的にどういふことになりま

すという／＼ございませうけれども、基本的な考え方としては、さういう意味で、今回の給付費国庫負担を出しました。この面から少くともそういう被保険者の増大をはかつて行きたいと考えております。

○岡委員 先ほど中川委員の質問に對してのお答えの中で、閣議の席上である大臣は五分程度でもよかりそうなのだとおっしゃる言もあつた。しかし山縣厚生大臣は一割五分の線をどうにか貫いていただいた。私どもは、社会保険の給付について国が国庫補助を断行し

たということとは、社会保険の大きな象徴であるとして、大臣の功績を多とするものであります。五分といふ一割五分という、一体一割五分補助すれば足りるとするその算出の基礎はどこにあるのか。

○山縣(俊)大臣 私が申し上げた言葉が不十分でございました。重要でございまして、この際訂正いたします。閣議の内容は一切申し上げないことになつております。他の閣僚が申ししたこと、私は申し上げないので、当時の空気に於いては、まずもつて給付費に對する国庫負担という道を開くことがこの際大事であらうという意味で、五分でもいいじやないかというの、これは事実でありますから申し上げておるのであつて、さういふ空気があつたというのを申し上げておきます。

なお一割五分の基礎いかにということですが、これは実は私ども、せつかく社会保障制度審議会の答申もあることとございまして、国民健康保険の財政も承知いたしておるから、先ほど申し上げましたやうな意味の、いわゆる保険の運営あるいは保険の財政、それらの点において、一方において極力改善強化をはかる。これは実は決して遠き将来のことにあらずして、現にやつておることでありまして、そのゆゑに収納率も年々上つて、収納率が上るといふことは、これは厚生専門の方に申し上げるのは恐縮であります。が、保険財政を強化することが一番の道でありますから、収納率が上り、改善されておることは、これは現にやつておる、将来の問題ではなくて現実の問題であります。そういうことといたしつて、できれば二割という

線で行きたい、かように考えております。率直に申し上げまして、さようなことも考えて私も数字を出してみたいこともありますが、何としても当初給付費に対する国庫負担ということそのことに對して、決して他省のことを申すのではございませんけれども、大蔵省としてはどうしても承知いたしません。最後の閣議においてもなか／＼承知いたしませんで、私も、かように申し上げてはいかかと思ひますが、私の最後の決意を抱きつつこの問題は關つた次第であります。これはいろいろ／＼な国家財政の点から、最後に収入の点等をにらみ合せて、他の面の予算もしほりまして、そうしてようやくこの一割五分を出しましたような次第であります。確實な基礎という点になりますと、二割でも確實な基礎があるとも言えるのであります。一応さうなことで、国家財政の許す範囲で、当時の予算の編成にあつて、無理をしていろいろ／＼な点から財源を出して来て、そうしてこの一割五分というものを出した。それをここに——これは余談でありますけれども、大蔵省はこの三十億何がしの額は、最後は承知はいたしましたが、それでも給付費に対する国庫負担は了承しないという。そうしてまた予算閣議が済んだ後においてもこの問題は残りまして、われ／＼といたしましては、三十億を出してもらうというにとり、給付費に対する国庫負担という道を開くことがこの際大事である、従来は金額のいかにかわからず、給付費国庫負担の道が開かれなかつたのが問題であるから、次にどの大臣になるとしてもこの問題が大事であるという

ことで、給付費国庫負担という道を開いた。そうして大蔵大臣も相当無理をして、他の財源から一割五分というものを出して来たというのが実情であります。

○岡委員 とにかく医療保険の給付費について国庫負担の道が開かれたことに對しては、私ども大臣の御努力は多とするものであります。ただしかしなから、社会保障制度審議会もすでに二回にわたつて、国保の二割国庫補助を要請していることは御承知の通りである。あるいは十二国会においても十三国会においても、また先般の国会においても、衆参両院は決議案をもつて明確に二割という数字を掲げて、重ねて政府の善処を促しておるのであつて、今日われ／＼は各党共同の態度をもつて二割の国庫補助に助勢をしようという腹組みで作業を進めておりますから、ぜひともこの際政府の善処をお願いしたいと思ひます。

そこで次にお尋ねをいたしたいのは、先ほど来山縣厚生大臣の御答弁を伺つておりますと、われ／＼がたとえば算定の基礎をどこに置かれたかというところをお伺ひいたしますと、大臣は国庫財政とのにらみ合せであるといふふなことで、算定の基礎というものの具体的問題はお答えがないのであります。この問題はいろいろと國保の具体的な、こまかい技術的な問題として後刻の委員会に譲りたいと思ひます。大臣のお答えを聞いておつて、私もいささか疑義を持つのであります。が、一体社会保障に対する給付費について国が補助するというのは、それだけの社会保障なりあるいは個々の国民健康保険組合なりが赤字にあえいでい

る、これを助けてやるために国が負担するということをお考えで臨んでおられるのであるかどうか、という点をこの機会に一応お伺ひいたしたい。

○山縣國務大臣 この点はいろいろ／＼論議のあるところでございます。かりに保険財政が相当の赤字であり、また保険給付が相当よくても、国はそれに対して給付費の国庫負担をすべきであるという意見、また理論的にはさうなことも言われまふけれども、一応たのまわれ／＼の立場といたしましては、とりあえずいづゆる国民健康保険の保険財政が赤字である、しかもこの国民健康保険は日本のいづゆる社会保障制度の中核をなす重要な問題であるから、とりあえずその赤字を消して、そして健全なる保険の運営をせしめようという立場に立つておるのであります。理論的には、あるいは学説的にはいろいろ／＼所論もございまして、一応われ／＼はさういふ立場に立つております。

○岡委員 私どもは、こうして給付費について国が大幅な負担をするということは、それ／＼の社会保障財政が非常に窮乏に立つておられるからして、これを救うがためにというよりも、やはり憲法第二十五条の理念に基いて、社会保障というものは国民に及ぶべきものであり、また当然それに対する国の財政的責任というものは国の責任であり、またそれは当然必要かつ十分なものでなければならぬという考え方に立つておられるので、この点はいささか政府との間にその考えに大きな食い違いがあるのをごさいます、非常に遺憾に思ひます。

次にお伺ひいたしたいのは、それではやはり一般労働者の健康保険についても、その経営は必ずしも楽ではないのではないかとと思ひますが、将来においてこうした一般労働者の健康保険についても給付費の国庫負担の道を開かせる意思があるかどうか。さらに保険局長が御出席なので伺ひたい。のであるが、一体失業あるいは労災あるいは健康、あるいは厚生年金等を總括しての保険料率というものは、各国の労働者の保険料率と日本の労働者の保険料率とは、どういふ数字が出てくるかという点をもあわせて伺ひたい。

○山縣國務大臣 労災等の数字のことは後ほど局長等から申し上げますが、他の労働者の健康保険と仰せられるのは広義の意味で仰せられるのであらうと思ひますが、これは今後さういふうな場合において、われ／＼といたしましても、重要な社会保障においてその運営が非常に困難であり、しかもその社会保障が社会保障の推進の上から見まして、重要な産業におきましてはこれまで当然考慮しなければならぬ。しかしその際に、どう言ひますか、いつもおしかりを受ける言葉でありますけれども、その際にもそれだけのことは結局きまらぬのであります。やはり財政全般の点からどのようにそれを処置するかを考えて行かなければならぬ。これははなはだいつも申し上げることでも恐縮であります。政府の立場といたしましては両々相まつて考えて行かなければならぬ。その見地からそれらの点を検討いたして行きたい。もちろんそれらに對して全然さういふことは必要ないとは思ひておられません

が、さうなことも考えてその点に對しては考慮いたしたい、かようにお答えせざるを得ないと思ひます。

○小島委員長 岡君に申し上げますが、大臣は実はさう九州の方に立つ都合がありますから、大臣に質問していただきたいと思ひます。

○岡委員 あと数点でございますからお許しを願ひたい。

次に大臣に所見を伺ひたいのですが、実は先般の委員会では非常な問題となつておりますが、この際國務大臣としての責任ある構想を承りたいと思ふ。それはただいま委員会に上程に相なつております厚生年金の一部を改正する法律についてであります。すでに本年の十一月になれば、抗内夫に對しては厚生年金の給付が始まる。しかもその年金は現行法によればわずか一箇月百円、年間を通じて千二百円というさうなことになる。これは、われ／＼は、当然厚生省としても今日の物価事情にスライドしたベール・アップを断行するということが、厚生年金法改正の最も重点的な点ではなからうかと思つて期待しておつたのであるが、ただいま提案をされておられるが、ただいま提案をされておられる厚生年金法の改正は、何らこの点には触れておられない。すでに十一月から開始されようとしておられるのであるが、これを一体このまま放置されるのである。さもなくばいかなる具体的な措置によつてベール・アップした厚生年金を支給されようとするのであるか。この点責任ある御答弁を願ひたい。

○山縣國務大臣 実は厚生年金の問題はただいま私どもとして検討いたしておりますものの重要な一つでありま

す。仰せの通り厚生年金は政府として決して等閑に付しているわけではないので、現に本年坑内夫の一部養老年金の支給の時期が参ります。しかしこれは予算的には大体予備費等においてできると思っております。ただ同じことが、あるいはそれ以上のことが——これは決して私の方の話のみを聞くというわけではありませんが、厚生省に關する限りは、これはいよいよ経営者と労働者というものの立場も公平に、どちらにも重きを置くことはできません。公平に考えて、そして国としての公正な結論を出さなくてはならぬ。それでむしろわれ／＼として、ただいま仰せの標準報酬等も適当に引上げる、あるいはその他の点においても適當の考慮をしてやりたいと思っておりますが、いわゆる経営者が御承知の通り強硬な態度をとっておりまして、決してわれ／＼はそれがゆゑにということとは毛頭ありません。この点先般もある会合において、私はむしろ結論としては労働者側の立場の人にとつての結論になるようなことまで言うたのでありますが、標準報酬の問題にいたしまして、ことに一面先ほど仰せられた社会保険の統合という点から、経営者側は、たとえば現在においては退職金制度がある、戦後においては退職金制度を廢して一応いわれる給与の中に入れた、しかもその後退職金制度ができた、しかも一方において厚生年金制度をこの際相當の規模において創設せんとする政府に対して非常な不満を持つております。しかしこういうものはわれ／＼はただ意見として聞くのであります。政府は公正な態度から公正なデーターのもとにおいて

結論を出したいと思っておりますが、そういう面である／＼な点をさらに検討して、そうしてどこから見ても公正な国としての線を出したいと思つて、今せつかく検討中でありまして、仰せの坑内夫の問題につきましても、予算的に見ますとごく少額であり小數でありますので、この予算的な措置は目途はついておりますが、できるだけ早くこれらの問題についても結論を出したいと思つてせつかく検討中であります。

○岡委員 しかし予備費から出されるとしても、これは法律の改正をされなければ出されないわけでありまして、法律の改正をいつなさいますか。

○山縣國務大臣 おそらく厚生年金の改正は次の国会に出し得ればと思つておりますが、坑内夫のものに対しては法律の改正を要しますかどうか、これは私はそこまで考えていないのであります。たぶん要しないので一応出したと思つております。

○岡委員 先ほど国保の給付費の一部国庫負担については、大臣も相當の決意をもつてその解決に當られたということをお漏らしになつておられますが、すでに今日軍人恩給の復活についても、軍人制度廢止以前のある身分差をそのまゝの十七の階級差を持つた古色蒼然たる恩給制度というものがすでに改正をされ、これが本院の審議にかつておるわけでありまして、また文官の恩給についても、従来の明治初年からのいゆる終身官を想定したような、きわめて恩惠的な制度ではないかというところで、国家公務員法に基いてその研究もすでに作業が了せられて、もうすでに人事院の方では国家公務員の

退職年金法については要綱はすでに一応発表されておるが、年金制度というもの、今日日本の社会保障制度のものになつて来ると私は思ふのであるが、この際新聞を見れば、日経連あたりがかなり強硬に反対をしておるといふようなことも伝えられておるのには非常に遺憾である。厚生委員会は常にどの委員会よりもお互いがまことに欣然たる協力の姿で問題の解決に臨んでおるのである。大臣としてもこれは相當な決意をもつて何とか労働者の納得の行く厚生年金法の改正を一刻もすみやかになさるべきであると思つて、この点重ねて大臣の決意を承りたいと思つております。

○山縣國務大臣 ただいまの御趣旨はよく拝承いたしました。今後ともその線に沿つて行きたいと思つております。但し単に労働者の立場のみというわけには参りません。これは公正な立場に立つて各般のことを勘案して参りたいと思つておるわけでありまして。

○岡委員 それからこれも先般来委員会で問題になつたのでありますが、特に大臣の御見解を承りたいと思つて、この厚生年金積立金の問題です。すでに七百億近いものがある。年々百五十億以上も増加を見ている。これになつておる。これはまづ法律に規定された労働者のいわば強制貯蓄である。労働者の強制的貯蓄でありながら、これが運用部資金となつて大蔵省の財政投資のまゝに放任されておる。本年度においてもわずかに勤労者住宅などに二十億か三十億程度のものが労働者の福祉に還元されるということ、われ／＼納得できない。こういうよう

な資金というものは、健康保険勘定の財政規程によつても、当然労働者の福祉に還元する道が開かれておる。これはもつと大幅に労働者の福祉に還元すべきものであると思つて、大臣の所見はいかがであるか。

○山縣國務大臣 厚生年金の積立金は、仰せの通り、現在六百七、八十億になります。年々百七、八十億ふえております。相當大きなファンドであります。従つてこの運用よろしきを得て、ただいま仰せのようにしたいというところはまづ同感であります。但し問題は、われ／＼ちよつと考へますと、むしろこれを預金部資金から切り離して、厚生省単独で運用したとして、高利にまわして、それでもつて福利厚生あるいはその他の保險給付の内容の改善をはかつたらどうかというところは、われ／＼も考へるのであります。しかし御承知の通り、今これを大蔵省にまわして、五分五厘とつて、大蔵省は六分五厘でまわしております。その間約一分のマージンがあります。しかしその中の七、八厘はエツクス Pens にかかつておるようであり、いふことになつておりますので、これは僅かしくとも必要なので、これは還元してこちらの方にもらえてしかるべきものと思つております。これは努力したとして、今後そういうふうな大蔵省の運用利率からその必要な経費を差引いたものはまる／＼こちらの方のいゆる保險財政の方にまわしてもらいたいと努力いたしております。そこで問題は、そんな手ぬるいことではなく、いゆる単独で運用して、もつと高利にやつたらどうかということも

考へられるのであります。これは御承知の通り、貸し付けますと——運用といへば貸付けであります。貸付けにはおのずからそこに危険が伴うわけでありまして。現に、いつでありましたか、厚生年金から満州の重工業その他の關係の海外の社債等を引受けて、相當の損失を受けた際に、厚生年金積立金は労働者の貯金によるものであるから、それを国家が持つておくことはできぬというので、無理に大蔵省からその損失補償を受けたようなことがありますが、實際から申すと、法律の建前から行くと、これはおかしいのであります。しかしそういうこともあつて、これは國家のいゆる保障された投資である方がよい。結論としては一応高利ということ望んでいゝかぬ。やはりそのセキユリテイというものも必要だから、ことに重要な労働者諸君の零細な貯金であるから、その確実性も同時に考へなければならぬ。そういうわけで一応現状のままやつております。しかしそれのみではいけません。から、ただいま申しましたように、より高利にまわすようにまわして、病院あるいは住宅等に対してできるだけしてあげよう。実は本年度の考へ方をちよつと申し上げますと、病院もけつこうであり、またそれに対していゆる厚生年金病院もつばなものができつつありますが、やはり従来の厚生年金の運営から見ますと、そういうふうな労働者の方々が住宅に非常困つておられる。住宅の施設に還元融資をしますと、労働者のいゆる福利あるいは家計、これらに対して住宅からは返りますところのユ

フエクトというものが非常にあるというところが統計的に出ておりますので、今年度は住宅問題に相当重点を置いて還元融資をやるように原局にも指示いたしておるような次第であります。今後とも仰せのような趣旨によつてこの点に対して最大の努力を払つて行きたいと思つております。

○岡委員 住宅の問題について多少の還元がされてゐることはわれ／＼としてゐるものであります。それによつても、たとえば先般も炭鉱労働者の住宅のための政府の貸金の利息は、炭鉱労働者の要請によつて相当巨額のものゝを棒引きしてゐる。一方いゝゆる二十五億程度のものが、しかも法律上義務として労働者の積み立てた積立金の五％にも満たないものが住宅に還元されたということでは、これは筋が通らないと思はれる。おそろく各国の立法例を見ても、私どもの調査した範囲内では、社会保険の積立金というものは、ほとんど社会保険財政の確立化、労働者の福利のために還元されてゐる。単に事務的に安定をはかるというふうなきわめて技術的な、俗儀的な観点から、小心翼翼としてこの預かつた金の保全に当るといふことは、ほんとうの政治というものではないのではないかとさえ私は言いたいのであります。これ以上議論になりますから、重ねてお聞きいたしますが、年々社会保険の全体の保険料は一千億ばかり入つてゐるはずである。そのほか積立金が七百億はある。せめてこの半分くらいはやはり独自のファンドとして労働者の福利のために還元し、あるいは保険経済の安定のために寄与するがごとく活用する、そのくらいは態度でもつ

て厚生大臣としては大蔵大臣と大いに組んでいただきたいと思つてゐるが、とりあえずその点についての御所見を承りたいと思ひます。

○山縣國務大臣 いただいたお尋ねの前に、お尋ねに関連してちよつと申し上げたいのは、確かに積立金は六百七、八十億ございます。それに対して住宅問題は非常に大事であるから、住宅問題に対して今後は、少くとも昭和二十八年度は重点を置いて行きたいと思ひ上げました。私どもも決して十分とは考えておりませんが、厚生年金積立金というものは、たとえば損害保険におけるプレミアム・リザーブに該当するものであります。ただそれがいらぬものを積み立てるのではなくして、今後養老年金等が漸次出て来ますと、プレミアム・リザーブでありますから、それを長期なものに固定することは保険財政からいつて適當ではない。でありますからさうな点も勘案して、この運用を考えなければならぬ。しかし二十五億ではまだ／＼少いと思ひますから、それに対する努力はいたしたいと思ひます。

なお全体的に社会保険を通じて、それをシングルのセパレート・ファンドにしたかどうかというお話であります。私も一応理論的にはさうなことも考えますが、それにはただいま申し上げましたような点もあり、あるいはまた全体としての総合的な問題もありますから、それはまだ私は結論を申し上げて御答弁申し上げる確信はございません。なお／＼なデータを研究いたして検討したいと思つております。

○岡委員 最後に厚生大臣の御所見をお伺いしたいのであります。先ほどの御答弁にあつた、昨年の六月にジュネーヴのILOの総会において採択されたいわゆる社会保険の最低基準に関する国際条約、あれは申し上げるまでもなく九つの社会保険部門にわかれ、そのうち三つがその基準に達しておるならば批准し得るということになつておるのであるからして、わが国としてもその資格は十分にあるわけなのです。そこでこれは常に政府の態度であるが、せつかく政府あるいは労働者、資本家の代表をまぜてみまして、賛意を表しながら、しかもさうした国際条約の批准ということになると非常に急務である。これは労働省の直接の所管かもしれませんが、厚生省としてもこの際当然この昨年のILOの第三十五回総会において採択された社会保険の最低基準に関する国際条約を国会の承認を求めて批准を完了すべきものと思ひますが、この点について大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○山縣國務大臣 仰せのILOの社会保険の最低基準に関する条約の批准の問題であります。わが国といたしまして、これはたしか政府からも代表が出ておるはずであります。従つて適當なものであれば批准をいたすべきであらうと思ひますが、外交上の問題について実はいさ／＼外務大臣とも話合ひをいたしたく、また労働大臣の所管でもあらうと思ひますから、なおよく話したいと思ひますが、御承知の通りあれにはたしか医療とか疾病とか失業とか出産とか、あるいは養老とか遺族とかいろいろあります。そのうちで、たとえば適用の範囲の問題でいわずに五割に達しなくても、保険の給付の内容で基準を突破いたしておるものもありますから、一概に言えませんが、大体たゞいまのところ仰せの通り四つくらいはこの基準をまわつておるとも考えられますので、この点はなおわれ／＼といたしまして労働大臣、外務大臣とよく相談いたしたいと思ひます。

○岡委員 御提案になつておる健康保険に関連して、政府の基本的な構想をお伺いしたのであります。これが、一応私は質問をやめたいと存じます。なおその後においても／＼法律案が出ておりますが、やはりそれに関連して政府の責任のある御答弁を求めたいという気持は、各委員とも平等に持つておると思ひますので、今後厚生大臣としても他に／＼委員会等もあつてお忙しいことではあります。ようが、また本委員会の求めがあるならばできる限り御出席をいただいて、お互いに率直な所懐を聞かしたいと思ひますので、委員長においてもまた厚生大臣においても私どもの気持を了として善処されたいことをお願いいたします。私の質問はこれで終えたいと思ひます。

○小島委員長 杉山元治郎君。

○杉山委員 杉山元治郎君。私のお尋ねしたいと思つておりましたことは、大体岡君のお話で、社会保険の点あるいは積立金の点については了承いたしました。それでただ一点お伺いしたい点は、いわゆる単価引上げの問題であります。これは社会保険をよりよくいたして参りますのには、やはり医師の協力を得なければならぬことはもちろんであります。そういう意味合ひにおいて、大臣もすでに御承知のように、単価問題で非常に悩め、ときには医師が総退却するといふような場面もあつたやうであります。そういう意味合ひにおいて今の単価は十分でないと思ひます。また今日の物価指数や／＼な問題から考えてみても、引上げなければならぬのではないかと、こう考へておられます。厚生省として、また大臣としてどういふお考えを持つておられるか。なおこの点ができないならば、それに該当すると言つて語弊があるかもしれませんが、税金などの点において何か考慮してやるといふようなことがあるかどうか、この点をひとつ伺いたいと思ひます。

○山縣國務大臣 単価問題につきましては、先ほど来諸先生方の御質問にある程度巨細にお答え申し上げ、御了承願つたと思ひますが、何分にもこの問題は、先ほど申し上げた通り／＼なデータの検討には、ただ数字を出せばすぐに答えが出るにあらずして、いろいろな考へ方がございまして、しかもそれが／＼な角度から見ますと、同じデータで考えが違つて来るといふ点もあり、かりに単価の問題が解決いたしましても、点数の問題に関連し、地域差の問題に関連し、いろいろ／＼な問題に関連いたしますので、先ほど来申し上げております通りせつ／＼検討いたしております。

なおそれに関連して課税の問題がございました。これは最初に他の先生からもお話ございましたが、御承知の通り二十六年十二月にあつたやうに閣議了解で、昭和二十六年の措置に

でございましてから、二年を過ぎたのはみな生活保護にかかるといふことが多かつたと思うのであります。従て相当大きな額がここです浮いて来る予算で前年度比実質十五億円増といふようなことよりも大きなものが浮いて来るのではないかと私は思うのであります。従いまして、先ほど来大臣が熱心に社会保障制度を推進しておると言われておるが、私は、事実においてどうも推進していないのじやないかといふように考えるのでありますけれども、いかがでありましょうか。

○山縣國務大臣　それはいろいろ考へ方もありましようけれども、先ほど留先生のお賀問にもありましたように、この社会保障の推進ということはやはり適用範囲をふやすということと、給付の内容をよくするという面があるのでありますから、政府として健康保険の対象人員を六十万もふやすということは一つの推進になる。それから給付期間を一年延長することによつて、現在相当漏れておりますものを救ふことができる。ただ問題はそれに対する保険経済の問題になりますが、保険経済の問題につきましては今後検討して行きたいと思ふ次第であります。なおまたそのほかに、先ほど申しましたが、間接的の措置として、これは国家の直接扶助と結果は同様になると思ひますが、たとえば、保険給付の約四割を占めるものは結核でありますから、結核患者に關して、今回一年延長することによつて、政府管掌のものに對しては今年は千三百床、組合管掌については千五、六百床、合計二億数千万円というものを増床に用いてゐる。これは必然に結核対策になる。それが国民健康保険給

付の内容に付する何らかの寄与をいたす、こういうことをいたしたつあるのでありまして、こういう点は総合的に今後考えて参りたいと思つております。

○長谷川(保)委員 私はあれこれ論理をもてあそばさずとも、相対的に金銭が健康の方から浮いて来て、生活保護の医療扶助が減ることは明らかであります。明らかであるのに、厚生省の行政全般の国庫から出します金が十五億円増加したというだけで、健康保険に対する国庫補助、あるいは国民健康保険でも医療給付の二割を補助せよという国民大衆の非常な要望に対して、一割五分であくまで行こうという考え方、これら全体を総合して考えまして、私は、厚生行政が社会保険制度を推進するという線では進んでおらぬと言つておつた。だから、私の一昨日予算説明について伺つたこの十五億円実質増加というのが間違ひならば別でありませうけれども、その点いろいろ研究するとか、あるいは保険のわくが広がるということではないか、実際に金がふえてないのではないかと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○山縣國務大臣 この点は仰せのようなことも考えられますが、先ほど私が申したようなこともあろうと思ひます。ただいま検討しております。またその数字を的確につかめませんことには、ただここで数字をお互いと言ふだけのことになりまして、さらに研究を進めまして、数字を見て私も研究したい。但し仰せのように、そなたからいつて日本の社会保障制度は停滞したとは私は考へてない。あくまでも

前進してゐると思ひます。

○長谷川(保)委員 それは次の機会に譲るといたしまして、今日国保及び健康におきまする保険財政の困難というものは、申すまでもなく結核に対する医療給付であります。そういうようなところから、前年御承知のように結核に對する公費負担という制度ができたわけでありまして、この結核予防法の医療費の公費負担というものが、今日地方財政の欠乏というところから、実質におきましてこれが停頓をいたしておる点がございまして、これは保険財政と重要な関係があると思ひますが、この現状とその打開策について大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○山縣國務大臣 この点は実は私も憂慮いたしておりました。地方財政の困難のために、公費の負担を減つておるとあるいは出さないとかいろいろなことがあつた。これは厚生省から都道府県に注意をいたしましてやつておりますので、これはたしか私も承知いたしております。数字は今手元にあつておるところでは、昭和二十六年あたりは非常に悪かつたのであります。昭和二十七年は非常に改善されておるやうに聞いております。こまかい数字を持つておりませんから詳細に申し上げかねますが、まづたく同感でありますから、今後ともこれは嚴重にひとつとつておつたことのないようにいたしたいと思つております。

○長谷川(保)委員 この医療費公費負担が御承知のように非常に煩雜な事務と、またたいてい申し上げたやうな理由からいたしまして、患者も医師も非常に迷惑いたしております。この改

正についての要望が強いのであります。社会保障制度審議会の勧告の方にも、結核につきましては五割の国庫負担をすべしということがあります。が、この結核に対する医療費の解決こそ保険財政直しの根本問題だと思つております。そこでこの際私は厚生省の御方針を承りたいのであります。百尺竿頭一步を進めまして、社会保障制度審議会の主張いたしますやうに、ただいまのやうなめんどろな行き方ではないに、ことにこれが生活保護の關係などになりますと、実にこれはむだな経費を使つてむだな事務をいたしておる。このむだな事務費をたいへんなものだと思つておりますが、この際結核予防法の医療費公費負担を根本的に改めまして、そうして全結核に對して五割の国庫負担をするという社会保障制度審議会の勧告の線を推進なされてはどうかと思つておりますが、これに對する御所見を承りたい。

○山縣國務大臣 これはさうにできれば非常にけっこうだと思ひますが、五割と申しますけれども、いろいろ問題があつて、もちろんこの社会保障制度審議会の答申を讀みましても、日本の社会保障制度の推進の順序、方法、内容等については云々といふことも書いてあります。幾らでも出せばいいといふわけでもありませんので、これらに對しましては、五割といふことが適當であるかどうかといふことはたゞいま確言はいたしません。あるいは五割といふことは少し問題があるのじやないかと思ひますが、ただ結核に對しては推進いたしますといふことは、政府は御承知の通り十九万床を目標にして年々増床をいたし、あるいはまた

結核予防に關する予算は十分とは言ひ得ませんにいたしまして、予算に組んで善処いたしておるやうな次第でございます。なお、公費負担等の点についてまたいま申し添へてあります。から、両方の点を総合的に推進いたしまして、今後この問題の解決に當りたいと思つております。

○長谷川(保)委員 時間もありませんし、次の質問者の方もありますから、もう一点だけ伺つておきたいと思つてあります。ただいまの問題に對しまして、私は厚生大臣の結核に對するお考えについていま一段の熱意と御尽力を願ひたいと思ひます。

先に岡委員から伺ひました厚生年金保險に關することでございますが、私の質問せんとすることが少し漏れておりますので、その点伺ひたいのであります。先ほどお話のように、厚生年金保險の積立金がすでに六百八十億になつており、年々また相當大きな額がこれに加つて参ります。その運用につきましては、私は岡君とまつたく同感でありまして、この運用の方針につきまして、今日のような資金運用部に自由になされておる、こういうやうなことはいいけないと思つております。これは前国会におきましても、御承知のやうに簡易保險等、郵政省關係の保險積立金等につきまして、非常な問題が惹起いたしました。その合理的な解決をいたしまして、大蔵省から郵政省に移すといふことが行われましたが、厚生省も一ふんばりなさいまして、この積立金を厚生省の方に、金額と言わないうまでも、相當大きなものを厚生省の管轄に移しまして、そうして被保險者である労働者の十分な福祉対策をする

必要があると思つております。つきましては、この積立金の運用の機關を、労働者代表つまり被保險者代表、及び事業者代表あるいは公益委員の、いわゆる三者構成にして、これを運用して参るといふやうな機關を新設なさつてはどうか、こう思つておりますけれども、大臣の御所見を伺ひたい。

○山縣國務大臣 この問題につきましては、先ほど岡先生でございましたかの御質問にお答えいたしました通りに考へておりました。なおこの問題はそ

う一片の検討だけでどうしようという問題でもありませんし、重要な問題でありますから、私も自身といたしまして、保險財政あるいは日本の社会保障全体の問題ともならみ合せまして、今後十分検討いたしてみたいと思つております。但し政府の御答弁として、今御趣旨に沿つて善処しますといふことをまだ申し上げかねますが、私は十分検討してみたいと思つております。

○長谷川(保)委員 ただいまの御答弁非常に不満でありまして、私はさらに追究したいのであります。時間がすでにないやうでありますから、いづれ他の機会に譲りたいと思ひます。

○小島委員 次に、ただいま議題となつております法案中、健康保險法の一部を改正する法律案に對して、委員外の原田藤吉君から発言を求められておりますが、これを許可するに御異議ございませんか。

○河原田藤吉君 たいへん時間のない際、特別のおとりはからいいただき

ましてまことにありがたうござい
す。この機会に、ただいま御審議中の
五十七条の三の問題につきまして、厚
生大臣に若干のことを伺ひしておき
たいと思います。

このたび、五十七条の三が改正にな
りまして、二年が三年に延長せられる
ことになりました。これはある意味に
おいてまことにけつこうなことは存
じますが、しかしこれに対する財源的
の裏打ちはどういうふうになされるか
というのを驚とお伺ひをしたいと思います。
御承知の通り、保険には二
通りあります。いわゆる一般国民を
対象とした国民健康保険につ
きましては、これは皆様のいろいろの
お骨折りによりまして、一割五分の医療
費の補助ということが提案せられてお
るようでありまして、これはまことにけ
つこうなことであります。ところが、こ
れとまったく同じ性質を持つておりま
す労働者を対象とする健康保険につ
きましては、これに対する何らの御処
置がまだないのではありません。これは御承
知のように二通りあります。一つは
政府管掌の分、いわゆる事業主と労働
者の組合による組合の分と二つありま
す。この政府管掌の分は、これはた
くさんの人々を一つにまとめて取扱つ
ておるのであります。財源におきま
してもあるいはプール計算等におきま
しても、一年延ばしてもある程度経理
が立つことがありましよう。ところが
組合の方につきましては、いづれもみ
な独立の経済を立てており、そのうち
には余裕のある大工場の組合もありま
すが、中にはなほ貧弱な組合もあり
ます。たとえて申しますれば、いわ
ゆる市町村の公務員あたりを対象とし

たしております公務員の組合のごとき
は、標準報酬も少いし、関係の人も少
い。こういうようなことからして、一
年を延長するということによつて非常
に財政の困難を来し、場合によつて組
合を解散しなければならぬというよう
なことが起らぬとも限らぬというよう
な状態があります。元来健康保険の制度
は、――実は私はその法案の制定の際
に社会局におりました、その立案に関
係をいたしておりました、大体その
趣旨は、事業主と従業者すなわち労働
者との自主的経営になるべくまかして
行く、すなわち今日でいいますると、
民主的、自主的の制度というものを主
眼にしておる。ただ非常に小さい工場
では、独立の経済を立てるわけに行き
ませんから、国家がこれを全体として
管掌するということになつておる
と存するのであります。こういうの
でありますから、そういう貧弱な組合
は解散をして、あるいは政府管掌にな
つてもいいじゃないかというようにな
るとは、まことに立法の精神にも反す
るし、またはなはだ無慈悲といいま
す。か、はなはだ同情のないことにな
ります。で、どこまでもこの組合とい
うのを助長して発達させていただけな
ればならぬし、またこれをすることが
国家の義務と申すのであります。社会
保障制度審議会におきまして、たびた
び医療費の国家補助ということが決定
になつております。あるいは財源その
他においてこれは一方において考えな
ければならぬのであります。大体に
おいてやはりこの線に向つて進まな
おきものと思つております。前国会に
おきまして、私はこの点についてお尋
ねをいたしましたのでありますが、当時厚

生大臣がおいでなかつたがために、保
険局長からかつて御答弁を願ひまし
て、その際に大いに考えるというお話
でありました。その後あるいはとき
どき厚生省におきまして、その方針が
かわるやうな動きもなきにしもあら
ず、つきましては、この点につきまし
て、なおその方針を堅持せられておる
のであるかどうか。もとより一方にお
きなればならぬのであります。これを
何を何とか解決するといふ御熱意を持
つておられるのであります。この点
につきまして、厚生大臣の御答弁を承
りたいと思ひます。

なおこれに関連いたしましたして、もう
一つお尋ねをしておきたいと思ひま
す。と申しますのは、ただいま申し上げ
ましたように、健康保険の運営は大
体民主的、自主的に行はしめる、すな
わち組合のある場合には、組合をして
できるだけ自主的、民主的に行はしめ
るというところが建前になつておると思
うのであります。ところが戦争以来い
ろいろ統制のはやつた結果でありまし
よう、あるいはまたその当時におきま
しては必要であつたと思ひますが、
新たにいろいろの監督といひますが、
統制的の規定が爾来加つておるよう
に思ひます。私は今日の時勢におきま
しては、なおさら元にかえて、さらに
もつと民主的、自主的の運営を達成せ
しむるやうな法制的の処置をおとりに
なすことが必要と思ひますが、これに
つきまして、なお厚生大臣の御意見を
承りたいと思ひます。

○山縣國務大臣 ただいま健康保険の
給付期間の一年延長等に基づいて、保険
経済上のいろいろな経費の増加を来す
について、国庫負担を必要とする、あ
るいはさうな適用範囲、あるいは保
険給付内容の改善の裏づけとして、国
としての財政的の措置いかんというお
尋ねだと考えますが、これは先ほど来
諸先生の御質問に申し上げたこと
で尽きておると私は思ひます。ただ現
在かような給付の一年延長によつて、
大体今押えました数字は、政府管掌で
六億二、三千万円、組合管掌で八億五
千万円くらいでございまいしょうか。し
かし昭和二十八年度はそのうちの五箇
月分でありまして、三億ないし三億
五千万円、これに対する裏づけであり
ますが、これは実は、御承知の通り今
回の改正案を提案いたしましたして、標準
報酬も最低二千円を三千円に、最高二
万四千円を三万六千円にいたしてあり
ますので、保険料率をさわりませんで
も、自然に保険料収入はふえるわけ
であります。これは現実の問題でありま
すが、そのほかに、これらの健康保険
の被保険者が、その給与も年々上つて
おる。これはベースが上つておるとい
う意味ではありませんが、本人たちの
給与の各クラスは下つておるよりも上
つておる。そういうことも考え、また
先ほど来申し上げておりますように、
間接的に結核予防法等――しかもこの
一年延長は、健康保険の医療給付の四
割は主として結核ということに一応数
字上なつております関係もあつて、
結核予防法その他の方面からも間接的
な処置をとつて善処を期しておる。な
おまた現在の健康保険の財政から見ま
すと、さうないろ／＼な措置等も
勘案して総合的に考えますならば、
本年度においては、この程度の経費の
増加は一応まかなえるであらうという

観点に立つて、今回の改正案を提出
いたしましたのであります。今後健康保険
組合の保険財政運営等を勘案いたし
て、これらの健全な発達に対しては、
もちろん政府は万全の考慮を払つて行
くつもりであります。当面の措置と
いたしましては、先ほど来るる申し上
げておりますやうな考えによつて、た
だいま提案いたしておりますやうな趣
旨によつて実現を期したい、かように
考えておる次第であります。

第二点は監査の問題であります。が、
これは仰せの通り考えております。社
会保険につきましては、たとえば保険
医の保険診療報酬等の査定、いろ／＼
な申告等において、ときに問題が起る
ことがございまして、その監査には適
正を期して参つておりますが、健康保
険組合の監査に關しましては、主とし
てこれらの指導に重点を置いて参つて
おるのであります。いたずらにいわ
ゆる官僚的な監査をいたすという方針
は毛頭とつておりません。もしもさよ
うなことが事実としてございまして
すし、嚴重に戒告いたすつもりであり
まして、今後その方針で参りたいと考
えておる次第であります。

○小島委員長 これをもつて健康保険
法の一部を改正する法律案等健康関係
諸法案の大臣に対する質疑は終了し、
他の質疑については次の機会に譲るこ
ととし、この際九州地区水害地引揚者
の援護の問題について、山下委員より
発言を求められておりますので、これ
を許可いたします。

○山縣國務大臣 その前に……。実は
私は本日午後二時の飛行便で、九州地
区の災害地に政府を代表いたして参り

ます。つきましては、後ほど九州災害についての委員会の意思表示があるようでありますが、時間がございませんで私は退席いたしますが、委員長から承りますと、当委員会としても深甚な関心をもち、これらの対策につきいろいろお考えのようでありまして、この委員会の趣旨を体して、現地に参りまして、せつかく諸種の対策の樹立あるいはその実行に対して善処いたして行きたいと思ひます。一言ごあいさつを申し上げておきます。

○山下(春)委員 大臣もきよう御出発のようでございますので、簡単にその内容を御報告しておいた方が、九州においでになる御参考にもなるかと思ひましたので、皆様のお許しを得て発言いたす次第であります。

舞鶴に引揚げて来ます船団がいりいろなトラブルで遅れました関係上、ひよつとしたら四船が一べんに入つて来るおそれはないかと思ひまして、施設を調査に参りました。大体今の雲行きでは四船一べんに入るようでございますが、そうしますと、一番災害のひどかつた熊本、福岡のような所が、これまでの統計からいって一番人数が多いのであります。これはどうしても三泊四日で帰すということが不可能な状態になつておられますので、その施設を調査いたしましたところが、森寮に収容いたしますことは、一棟を修繕すれば、不便でありますけれども大体可能であります。そういうことで、あるいは早くに帰せませんので、一箇月くらい滞在させなければならぬような事態が起つて来ると思ひます。その用意について、舞鶴援護局の職員及び報道陣などが暴行を受けたらして、相当今日まで

問題があつたようでございますから、援護庁及び厚生省で万全を期していただきますと、思はざる不祥事を起すと思ひます。そのことに對して厚生大臣の方で、これは緊急を要すると思ひますので、お考えがまとまつておればちよつと承つておきたいと思ひます。

○山縣國務大臣 この災害地の対策に對しましては、この間の閣議で總理からも、こういう問題はそう法規の末梢にこだわらないで、臨機応変に善処するようにという話もありましたから、ただいまの仰せは事務当局としては検討しておりますが、こういう方々の実情がさうであり、また援護を必要としますれば、われわれとしても最大のことをいたさなければならぬと思つております。実はこの問題については公的に大蔵大臣とまだ話してありませんが、これはその他にも同様の問題があると思ひますので、現地にも参り、またこちらにおいても大蔵当局と折衝してできるだけ遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○山下(春)委員 大臣御退席のようでございますから、詳しいことはあとで援護庁から聞くこととして、大臣に申し上げておきたいことは、今日までの統計から見ますと、福岡あるいは熊本地区に帰る者が、四船団一船に入つて来るとすると、大体千人程度でございます。そうするとさしたあたり住宅問題が起つて参ると思ひますので、お立ちになるにあたりまして、そういう状態を御勘案の上御考慮願ひたいと思ひます。あとは田辺次長に伺ひます。

○山縣國務大臣 承りました。

○山下(春)委員 それではもう少し田辺次長に承つておきますが、援護庁の方

に何か詳細な報告が参つたかどうか、わかりませんが、私どもの調査したところによると、今申し上げた森寮が三棟使つております。四棟あるのであります。その管轄費が詳細に検討してみると大体百万円かかります。それからその千人を収容するための諸施設の問題もありまして、援護庁の方で帰還手当てというものを一萬四、千五百円をやつておるようでありますが、これは職にありつゝまでのつなぎ資金となつておるようで、これが舞鶴に待機しておる間に使われてしまつて、引揚げた者の大体三三%は無一文で帰つて来るようでございします。中には何百万も持つて帰る者もあるようでございしますが、これはごくわずかであつて、他の者は大体二万円程度の香港ドルを持つておるといふことであります。三三%は無一文で帰つて来るようでございしますから、それらの一萬円、五千元を使つてしまつたのでは、就職のつなぎ資金がないといふところで、とりあえず一箇月くらい水害がおちつくまで、あそこにおちつかせるといたしますと、食費その他も検討して参りました。一箇月大体五百四、千くらいかかるだろうといふのであります。そうするとそれが千人で五百四、千になります。これらの措置は急速に講じておきませんと後手を打ちます。次長はこちらにおられますが、舞鶴の援護局の者は暴行その他で相当難儀をしております。あれは非常に気の毒な作業だと思ひます。すべての状態からいつても容易な仕事ではありません。そこで、政府が後手にまわつたためにあの現場におる者が、つちもさつちも行かない、難儀をする

といふことは、われわれも想像がつくのであります。そういう点で、あるいは第二次の華人の送還と、また運悪くあそこでもか合ふといふことになるかと、非常な混乱を来すと思ひます。なお上陸の施設が四船団一緒に帰つて来ると非常に不足を来すのであります。病院の方を調べましたが、今百四十のベッドが用意してあります。ところが一船団で多いときは二百八十人、少くとも百人といふような数字になつておる。今度満洲の奥地の者が多いといふ想像でございますが、そういうことのために非常に病人が多いだらうといふことで、この病院の不足が数字の上に出ております。これらについても援護局長として何かお考えになつたか、あるいは今手を打ちつておありでございますか、それを次長から承つておきます。

○田辺政府委員 ただいま現場に御注意をいたしまして、まことにありがとうございました。実は第四次配船の船がまだ向うを出発してありませんが、御指摘の通り同時に入つて来る心配も多分にあるわけであります。これは舞鶴援護局内での事務の取扱ひとしても、同時に入港し、同時に上陸して同時に帰ることは困難でございますので、できるだけそういう事態を避けるよう調整したいと考えておりますが、もしもいづれの関係から上陸が相当接近して行われる場合におきましては、三泊四日も相当延ばさなければならぬのじやないかと思つております。

いたしますと、第四次配船によつて帰つて来られる方々で九州地方に定着せられる方は約千人弱と思ひます。しかしこれらの方々は、従来の実績から申しますと、多くは定着先のある方でありまして、一時収容所等にお入りになる方は、東京都と進みましてきわめて少数であります。従つて問題は、この方々の帰郷されようとして予定されている所が今度の水害でやられてゐるかどうかといふことになるのであります。私の方で調べますと、鹿児島、宮崎、長崎等一部やられていないところもございします。大体被害地域が六割から七割、それ以外の地域が四割といふ程度ではなからうか。もつともその中でもやられてない部分もありまして、全体の被害率から申しますと、その全部が全部定着先がないといふこともなからうと思つております。そこで、舞鶴援護局に駐在している都道府県の職員がおりますので、これらの方々にできるだけ詳細な資料を持つておいて、また上陸されましては、だちに定着先の方に電報その他によつて連絡をとります。定着先が健在である方はできるだけ早くお帰しするようにする。かりに定着先が水害でやられてゐる場合におきましても、帰つて来られる方々の心情としては、一日も早く顔を会わせたい、なるべく早く帰りたいといふ気持ちもあるかと思ひますので、その場合におきましては、府県と連絡をとります。できるだけ早く御郷里にお帰しできるようにいたしたいと思ひます。もつとも無理があつては

次は九州地方に帰郷する方々の援護でございますが、従来の実績から推定

輸送方法でございますが、関門隧道は十五日以降でなければ復旧が完成しません。但し大分、宮崎、鹿児島に帰れる人は船を利用することも考えられますし、また関門連絡船もあることでありますから、われ／＼としてはできるだけ従来通りの方法でお帰しするよう希望いたしております。これは輸送の関係もありますので、こちらから運輸省へ相当強く折衝いたしております。そしてその結果分散して帰すという場合もあると思ひます。その場合は若干舞鶴の滞在が延びるが、これはやむを得ないと思ひます。ただどうしても定着先がなくて長い間舞鶴にいなければならない方がどのくらいになりましか、私どもの見当ではさほど数が多いくないのじやないかと想像しておりますが、郷里に帰るまでの間舞鶴におらなければならぬという方に対しては、三泊四日をその間延ばしてもよいように、遺憾のないようにいたしたいと思つております。こういう考え方で、こまかい点は今検討し、府県にもこまかい照会をいたしております。

○山下(春)委員 次長のお話は、われわれが現地で調査して来た程度のことでございますが、ただ私この際質問というよりは申し上げておきたいことは、どうも役人の仕事というものは後手にまわることがあつて、起きなくてもよいトラブルを起している場合があるようでございますので、十分連絡をとつていただきたい。実は舞鶴の駅長も綾部の駅長もまだ何らの交渉もないので、われ／＼どう手を打つていいかわからないという、それは病院が足りません。これは費用を持つても、宿舎を修理するように簡単なわけに参りませ

んの、この病人の軽い方は汽車で輸送するというようなことが起ると思うのです。そういう特殊な汽車を配置するとかなんとかいうことは、現場の駅長はまだ何も運輸省の方からの通知に接しておらない、こういうようなことでもございましたので、こういうこともいざとなると問題が起ると思ひます。

それからこの間の華人の送還の場合でも、非常に援護庁で出しました食事が悪いということをおの委員会ではいろいろ強調されておりましたので、それをよく検討したのですが、必ずしも悪くないのです。それはお役人のまかないで、華人はどつちかという油をを入れてガラ／＼とやつて、ちよつと肉を落しておけばいいのに、わざ／＼なすを煮たり何かして金をかけて、向うがうまがらないということがあるので、そのために起つて来るトラブルが非常にたくさんあると思ひます。鉄道その他の問題につきましても、先手を打つておけばあれだけ問題は起りません。援護庁の職員や報道陣は、このために非常に船が遅れたりしないようにがんばるをして発表してないのであります。それが、非常に暴行があつたのです。そういう点から非常に現場の者はかわいそうでございますから、東京でのんびりしてないで、先手を打つていただいで、そうして役人のまかないでない配慮をなされば、あれだけの金額で十分なまかないができ、喜んで帰すことができると思ひます。

それから今のお見通しは必ずしも違つてはおらないと思ひますが、あまり軽く見通さないで、住宅問題ということはいつも厚生委員会の問題になりま

すが、建設省とのひもをつけるならば、非常にがつちりとしたひもをつけるようにしなければ、今次長はそういうふうにおつしやいます、大体あちらの現場の調査では、これまでの統計では熊本、福岡という最も被害のはなはだしいところが人員が多いようだというところでございました。それらに、ふだん住んでおつた者さえ住むところがないのに帰れということでは、非常に大へんなことだと思ひますので、住宅の問題もあわせて応急対策を立てて御考案をお願いいたし。これは現場を見て来た者のお願いでございますので、質問ではございません。お願いいたします。

○小島委員長 本日はこれをもつて散会いたします。次会は明朝午前十時より開会いたします。

午後零時二十三分散会

昭和二十八年七月八日印刷

昭和二十八年七月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局